

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 1 月 7 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500438号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500212号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年3月30日から同年4月1日に訂正し、昭和59年3月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

昭和59年3月30日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和59年3月30日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和59年3月30日から同年4月1日まで

私は、A社のB工場に昭和57年3月から平成6年4月まで勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者資格を昭和59年3月30日に喪失し、C社において同年4月1日に再取得した旨記録されており、請求期間の被保険者記録が抜けている。請求期間についても同工場で継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

D公共職業安定所雇用保険課の回答、A社の会社案内パンフレット並びに請求者の上司及び同僚の回答から、請求者が、昭和57年3月23日にA社に入社し平成6年4月30日にC社を退職するまで、継続してB工場に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、請求者と同様に、A社における厚生年金保険被保険者資格を昭和59年3月30日に喪失した者が20人確認できるが、その全員が、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和59年4月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を再取得した旨記録されており、請求期間の被保険者記録がないことが確認できる。

しかしながら、上司の一人は、C社が設立された経緯については、会社側の経理上の都合であったとしており、請求期間より前から請求者とともにB工場に勤務していた複数の同僚は、業務内容、勤務形態、処遇などに変更はなく、同工場に継続して勤務していたと回答している

上、上記 20 人のうち 19 人の雇用保険の加入記録では、請求期間においても被保険者期間として継続していることが確認できる。

また、請求者の上司及び同僚は、請求期間の前後において、B 工場に勤務する従業員の給与計算や社会保険等の事務処理は全て A 社の本社（E 県）が一括して行っていたとしているところ、毎月の給与受取額も概ね同額であったことから厚生年金保険料も控除されていたはずであると陳述している上、そのうちの B 工場の元責任者は、請求期間に同工場に勤務していた従業員全員の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を本社の事務担当者が誤って昭和 59 年 3 月 30 日と記載し届け出たとしか考えられないと陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において A 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、昭和 59 年 2 月の厚生年金保険の記録から、16 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は平成 7 年 4 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500456号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500213号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年3月30日から同年4月1日に訂正し、昭和59年3月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

昭和59年3月30日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和59年3月30日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年3月30日から同年4月1日まで

私は、A社のB工場に昭和57年9月から平成6年8月まで勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者資格を昭和59年3月30日に喪失し、C社において同年4月1日に再取得した旨記録されており、請求期間の被保険者記録が抜けている。請求期間についても同工場で継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

D公共職業安定所雇用保険課の回答、A社の会社案内パンフレット並びに請求者の上司及び同僚の回答から、請求者が、昭和57年9月10日にA社に入社し平成6年8月31日にC社を退職するまで、継続してB工場に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、請求者と同様に、A社における厚生年金保険被保険者資格を昭和59年3月30日に喪失した者が20人確認できるが、その全員が、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和59年4月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を再取得した旨記録されており、請求期間の被保険者記録がないことが確認できる。

しかしながら、上司の一人は、C社が設立された経緯については、会社側の経理上の都合であったとしており、請求期間より前から請求者とともにB工場に勤務していた複数の同僚は、業務内容、勤務形態、処遇などに変更はなく、同工場に継続して勤務していたと回答している

上、上記 20 人のうち 19 人の雇用保険の加入記録では、請求期間においても被保険者期間として継続していることが確認できる。

また、請求者の上司及び同僚は、請求期間の前後において、B 工場に勤務する従業員の給与計算や社会保険等の事務処理は全て A 社の本社（E 県）が一括して行っていたとしているところ、毎月の給与受取額も概ね同額であったことから厚生年金保険料も控除されていたはずであると陳述している上、そのうちの B 工場の元責任者は、請求期間に同工場に勤務していた従業員全員の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を本社の事務担当者が誤って昭和 59 年 3 月 30 日と記載し届け出たとしか考えられないと陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において A 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、昭和 59 年 2 月の厚生年金保険の記録から、24 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は平成 7 年 4 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500449号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500211号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年5月1日から昭和58年11月1日まで

請求期間は、A社B支店に勤務していた。事務関係及び管理業務はC本社の社員が行っており、給与からは厚生年金保険料が控除されていた。当時、A社は、全国的に有名な会社で各地に支店及び営業所があったので、請求期間に係る私の厚生年金保険の加入記録がないことが不思議である。

A社B支店に勤務していたことを証明する資料及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことがわかる資料は所持していないが、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

A社の商業登記簿謄本によると、同社は昭和60年7月に裁判所の破産宣告を受けているところ、同社の破産管財人が所属していた弁護士事務所では、同社の貸金台帳、雇用関係の資料などは既に廃棄処分したとしている上、請求期間当時の事業主は既に死亡し、同社破産時の事業主からも事情を聴取することができないことから、請求者の同社における勤務状況及び給与からの厚生年金保険料控除については確認することができない。

また、A社の事業所別被保険者名簿に記載された者のうち、請求期間に被保険者資格が確認でき、請求者が同僚として姓のみを挙げた者を含む46名に照会したところ、同社B支店に勤務していたとする4名を含む21名から回答があったが、請求者の氏名を記憶している者はいない。

さらに、前述の商業登記簿謄本によると、B市内の支店設置は、昭和58年1月25日とされている上、上記回答者のうちA社B支店に開設時から閉鎖時まで勤務していたとする元従業員は、同支店の開設は昭和58年1月であり、それ以前にB支店はなかったと陳述している。

加えて、A社は、適用事業所名簿及びオンライン記録から、昭和56年10月1日に厚生年金

保険の適用事業所となり、昭和 60 年 6 月 29 日に適用事業所でなくなっていることが確認できることから、請求期間の一部は適用事業所となっていない。また、同社の事業所別被保険者名簿に記載された全ての被保険者の中に請求者の氏名は見当たらない上、同名簿の健康保険証の番号に欠番はなく、厚生年金保険の適用事業所としてA社B支店の名称は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。